

## 川崎市特定公共賃貸住宅の共益費負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市特定公共賃貸住宅に空家住宅が生じた場合（当該住宅を以下「特公賃空家」という。）川崎市特定公共賃貸住宅条例（平成5年条例第42号。以下「条例」という。）第20条の規定により特定公共賃貸住宅の利用者が負担することとされている費用のうち、共用部分等の共益費の一部を川崎市が負担するため、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者等)

第2条 負担金は、特公賃空家を有する団地の自治会等（以下「自治会等」という。）に対し、当該団地の市営住宅と特定公共賃貸住宅を合わせた総戸数に対する当該団地の特定公共賃貸住宅の戸数の割合が10分の1を超え、かつ、当該団地の特定公共賃貸住宅総戸数に対する特公賃空家戸数の割合（以下「特公賃空家の割合」という）が10分の1を超えた場合に予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項に規定する負担金は、条例第20条の各号に定める費用のうち次に掲げる共益費とする。

- (1) 共用部分の電気料金
- (2) 共用部分の水道料金（下水道料金を含む。）

(交付の期間)

第3条 特公賃空家の割合は、特定公共賃貸住宅返還届の明渡し日及び特定公共賃貸住宅使用許可書の使用指定日に基づき各月末日に算定するものとし、負担金の交付期間の始期は特公賃空家の割合が前条の割合を上回った月を算定対象とする。また、終期は特公賃空家の割合が前条の割合を下回った前月とする。

(交付額)

第4条 負担金の交付額及び交付の時期は次によるものとする。

(1) 交付額は、次の算式により算出した月額単位の合計額とし、交付額が1,000円未満の場合は交付しないものとする。

交付額 = 自治会等が第2条第2項に定める

$$\text{当該月の共益費合計額} \times \frac{\text{当該月の特公賃空家戸数}}{\text{団地の特公賃総戸数}}$$

水道料金は隔月請求のため、請求及び支払のない月の水道料金は、2箇月分の水道料金を按分した金額とする。

月額に1円未満の端数を生じたとき及び交付額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 負担金は、四半期毎に交付するものとする。

( L S A用住戸等の取扱い)

第5条 この要綱において、特定公共賃貸住宅のうちL S A用の住戸については、第2条第1項及び第4条における特公賃空家の割合、交付額の算定には一切含めないものとする。また、L S A用住戸のみが市営住宅と同一の棟に混在する場合及び特定公共賃貸住宅が存在しない棟の共益費についても交付額の算定に含めないものとする。

( 交付の申請 )

第6条 負担金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、特定公共賃貸住宅共益費負担金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、四半期末日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 各事業所からの請求書及び領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

( 交付の決定 )

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査して負担金の交付の可否等を決し、その内容を申請者に通知するものとする。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

( 施行期日 )

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。